

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月21日

広島県知事 様

提出者 鹿島建設株式会社 中国支店

住所 広島県広島市南区段原南1-3-53

氏名 鹿島建設株式会社 中国支店

執行役員支店長 常岡次郎

電話番号 082-553-7900

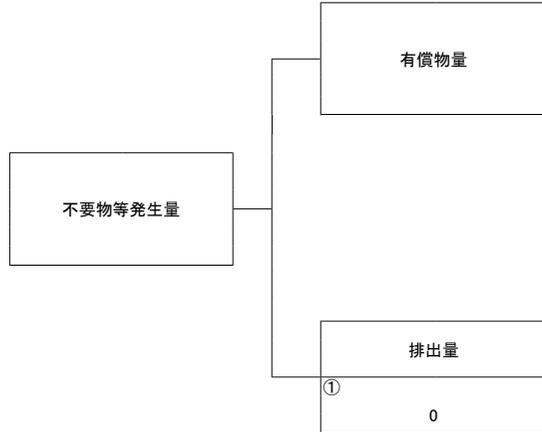
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社 中国支店
事業場の所在地	広島県広島市南区段原南1-3-53
事業の種類	(06) 総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値		別紙4のとおり	
項目	目標値	項目	目標値
排出量	2024.4 t	全処理委託量	2024.4 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	501.9 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	2024.4 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

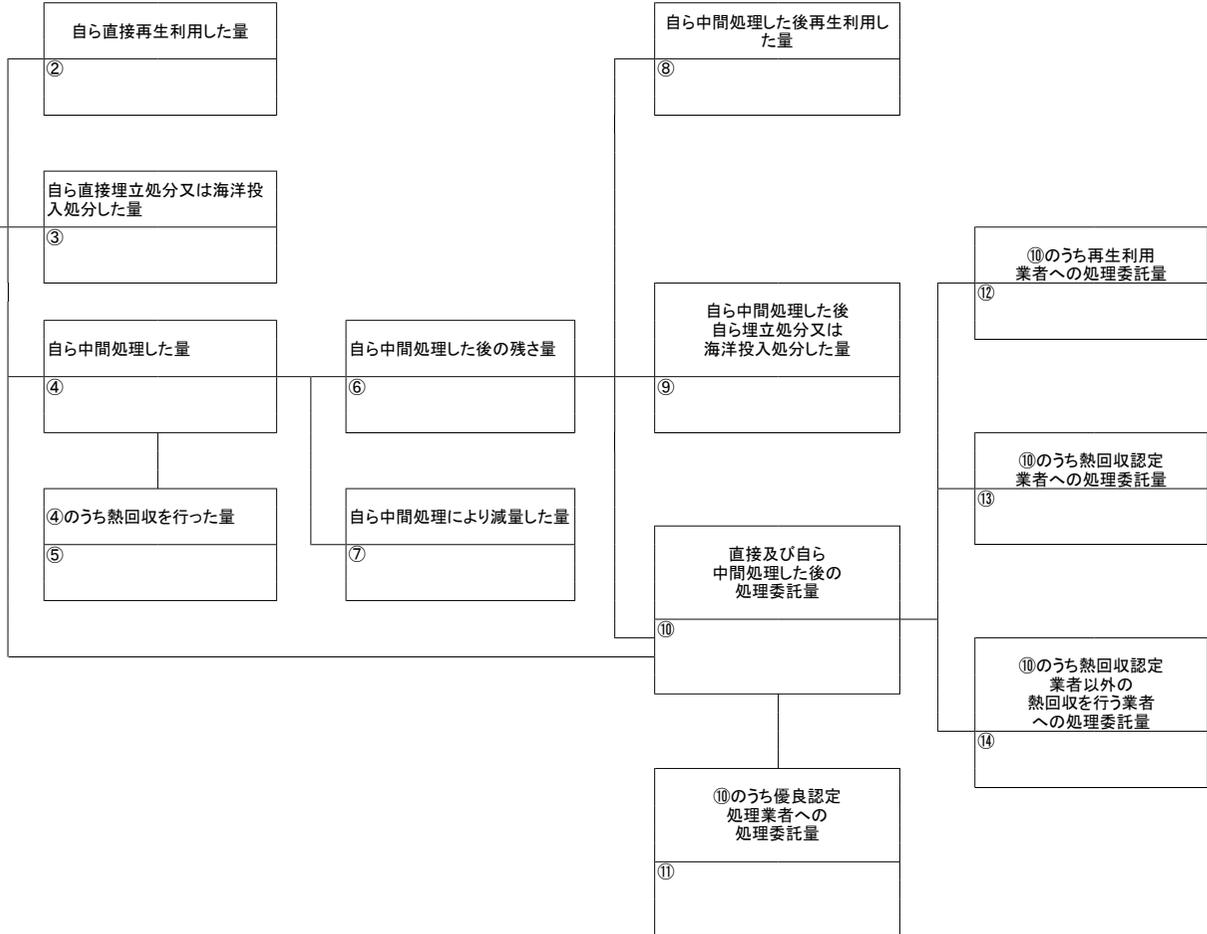
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)



別紙3のとおり

項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和4年度実績)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻														
汚泥	284.2	0	0	0	0	0	0	0	0	284.2	46.2	284.2	0	0
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	85.3	0	0	0	0	0	0	0	0	85.3	83.9	85.3	0	0
紙くず	6.8	0	0	0	0	0	0	0	0	6.8	6.8	6.8	0	0
木くず	331.7	0	0	0	0	0	0	0	0	331.7	136.8	331.7	0	0
繊維くず														
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず	1.3	0	0	0	0	0	0	0	0	1.3	1.3	1.3	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	96.4	0	0	0	0	0	0	0	0	96.4	96.4	93.7	0	0
鉱さい														
がれき類	3843.2	0	0	0	0	0	0	0	0	3843.2	454.9	3730.2	0	0
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
混合廃棄物	1.7	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7	1.7	1.7	0	0
合計	4650.6	0	0	0	0	0	0	0	0	4650.6	828	4534.9	0	0

別紙3-その2

単位:トン/年

	実績値									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	⑤ 自ら熱回収を行った量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	③+⑨ 自ら理立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩ 全処理委託量	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	⑫ 再生利用業者への処理委託量	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
産業廃棄物の種類										
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	284.2	0	0	0	0	284.2	46.2	284.2	0	0
廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	85.3	0	0	0	0	85.3	83.9	85.3	0	0
紙くず	6.8	0	0	0	0	6.8	6.8	6.8	0	0
木くず	331.7	0	0	0	0	331.7	136.8	331.7	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	1.3	0	0	0	0	1.3	1.3	1.3	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	96.4	0	0	0	0	96.4	96.4	93.7	0	0
鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	3843.2	0	0	0	0	3843.2	454.9	3730.2	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
混合廃棄物	1.7	0	0	0	0	1.7	1.7	1.7	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4650.6	0	0	0	0	4650.6	828	4534.9	0	0

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和4 年度実績)

単位:トン/年

	目標値		実績値
排出量	2024.4	①排出量	4651
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		②自ら直接再生利用した量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	
全処理委託量	2024.4	⑩全処理委託量	4651
優良認定処理業者への処理委託量	501.9	⑪優良認定処理業者への処理委託量	828
再生利用業者への処理委託量	2024.4	⑫再生利用業者への処理委託量	4535
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月21日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県広島市南区段原南1-3-53

氏名 鹿島建設株式会社 中国支店

執行役員支店長 常岡次郎

電話番号 082-553-7900

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社 中国支店
事業場の所在地	広島県広島市南区段原南1-3-53
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

(別紙) 管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和4年度)実績量

計画：今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	284.2	284.2	0	0	0	0	0	0	0	0	284.2	284.2	46.2	46.2	284.2	284.2	0	0	0	0
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	85.3	85.3	0	0	0	0	0	0	0	0	85.3	85.3	83.9	83.9	85.3	85.3	0	0	0	0
紙くず	6.8	6.8	0	0	0	0	0	0	0	0	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	0	0	0	0
木くず	331.7	331.7	0	0	0	0	0	0	0	0	331.7	331.7	136.8	136.8	331.7	331.7	0	0	0	0
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	1.3	1.3	0	0	0	0	0	0	0	0	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	96.4	96.4	0	0	0	0	0	0	0	0	96.4	96.4	96.4	96.4	93.7	93.7	0	0	0	0
鉱さい																				
がれき類	3843.2	3843.2	0	0	0	0	0	0	0	0	3843.2	3843.2	454.9	454.9	3730.2	3730.2	0	0	0	0
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
混合廃棄物	1.7	1.7	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	0	0	0	0
合計	4650.6	4650.6	0	0	0	0	0	0	0	0	4650.6	4650.6	828	828	4534.9	4534.9	0	0	0	0

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	売上高 448億円-税抜き (令和4年度)
③従業員数	310名 (中国支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙) 副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表 (別紙) 副産物の分類と手続き一覧のとおり

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ■ゼロエミッション活動の全現場展開 ・最終処分率、廃棄物総量原単位、混合廃棄物原単位の目標を定めて管理 ・現場毎に最適なゼロエミッションの活動を計画 ・混合廃棄物の分別強化 ・施工の合理化等による抑制の徹底 ①プレカット ②梱包の改善 ③施工計画見直しによる数量減 ④工法の見直しによる数量減 ⑤設計変更による発生数量減
②計画	(今後実施する予定の取組) 同上 主要資材 (セメント、コンクリート、アスファルト、砕石、鋼材) での再生材利用率60%以上

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、木くず、廃プラスチック等各現場にて種類ごとに分別。
②計画	(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もこれまでと同様の取り組みを行う。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行った。
②計画	(今後実施する予定の取組) 汚泥の再生利用にあたっては、土質検査により、重金属の基準を満たしていることを確認し、生活保全上支障が生じないよう品質の管理を行う。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

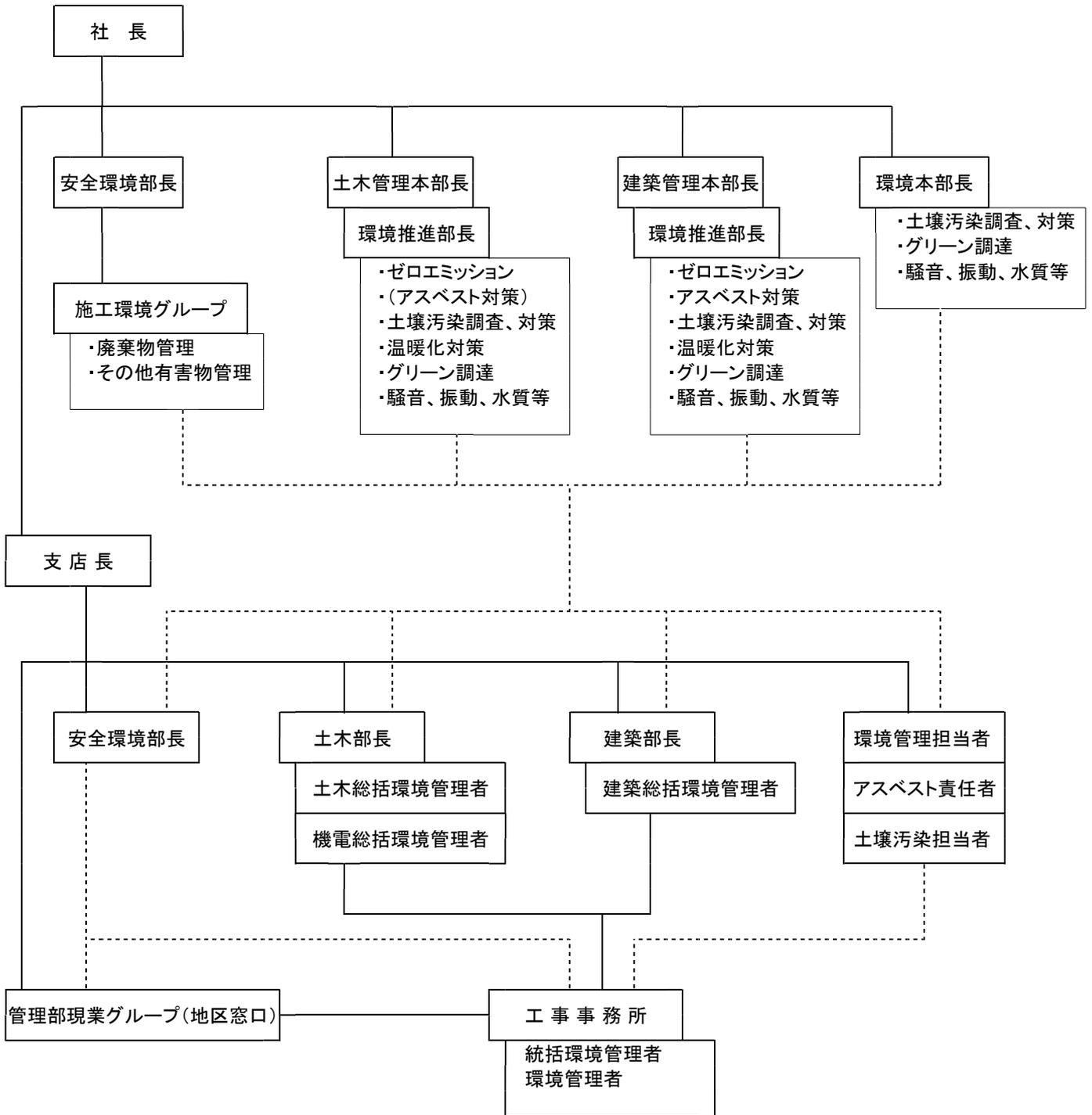
7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 現在、実施していない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 今後も実施する計画はない。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> 混合廃棄物、汚泥、廃石綿等、石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物については指定業者制度を取っている。 また、これらの指定業者の施設に対し、1回/2年の施設確認を実施している。 その他の廃棄物は定期的に施設確認を実施。新規取引の際には、事前訪問による施設確認を実施している。 委託契約締結の際は、支店長による調印する体制を取っており、指定業者の使用・許可の有無等をチェックし、不適正業者への委託を防止している。 電子マニフェストを利用し処理の管理状況を向上させている。 廃棄物処理費の収運業者・処分業者への直接支払いにより、処理業者による不適正処理を防止している。 廃棄物収集運搬の再委託を全面的に禁止している。
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> 処理委託施設の定期的な視察実施、二次処理先、再生委託先の把握、及び最終処分先の確認(継続実施) 特定建設資材のリサイクル率100%施設の確保(継続実施) リサイクル率の向上を目標として広域認定制度の積極的活用(廃石膏ボード・消火器・廃バッテリー他)

管理体制図



教育訓練の実施状況

- ・環境実務担当者会議(全社)
- ・安全衛生環境委員会(支店)
- ・全社統一冊子『環境管理の手引』配付
- ・工事事務所所長会議等での指示・伝達
- ・本社集合研修での教育

—— 組織上の体制

----- その他の伝達事項

(別紙)副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表

- ・再使用をまず検討し、次に再資源化、最後の手段として処分を考える。
- ・この表は主として新築工事から発生する副産物を対象としている。

【凡例】手続欄の「A」～「F」:「副産物の分類と手続き」一覧参照

「※」:現場内でも取り組める手段

「R1」:資源有効利用促進法の指定副産物

「R2」:建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物

計画優先順位

高

低

区分	種類	内容	計画優先順位					
			再使用	手続	再資源化	手続	処分	手続
現場内発生副産物	発生土R1	砂・砂利 掘削土 地盤改良土	埋戻し土※ 造成材	E F	改質 ・造成材※			
	汚泥	杭・SMW泥水 シールド汚泥 泥状の掘削土 粉末状のセメント ベントナイト泥水	埋戻し材※ (自ら利用)	F	再生 ・流動化土※ ・焼成砂 ・セメント原燃料	A E F	脱水 ・天日乾燥 ※	A
	コンクリート がらR2	はつりがら・残コン 固化したセメント				破碎 ・再生碎石※	A E F	
	アスファルト・ コンクリート がらR2	アスファルト舗装の解体が ら CBくず	路上再生工法			破碎 ・再生アスコン※	A	
	木くず R2	型枠材 足場材・バタ角 解体木くず 梱包材 パーティクルボード 伐採材、抜根材	型枠再使用※ (転用)	D	破碎 ・製紙用チップ ・ボード用チップ ・燃料用チップ ・たい肥用チップ※	A A F	焼却	A
	金属くず (スクラップ)	鉄骨鉄筋くず 金属加工くず 金属型枠 ファスナー金物類 番線・LGS・パイプ ダクト雑材 スチールサッシ ダンパ・配管くず類 電線類			再生 ・電炉鋼 ・再生銅	B B		
	ガラスくず タイルくず	石膏ボード			再生 ・土壌改良材 メーカーリサイクル	A C	破碎	A
		耐火被覆くず (ロックウール吹付)	再吹付け※	F			圧縮※1	A
		ケイカル板くず れんが・石類						
		衛生陶器類、タイル				メーカーリサイクル	C	破碎

計画優先順位

高

低



区分	種類	具体的内容	再使用	手続	再資源化	手続	処分	手続
現場内発生副産物	廃プラスチック類	養生シート・梱包ビニール 養生残材 電線被覆くず 樹脂製梱包材(シート・バント・袋類)			・RPF ・セメント原燃料 ・高炉還元材 ・ペレット化	A	破碎 圧縮 溶融	A
		発泡ウレタン			・軽量骨材 ・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破碎 溶融	A
		プレート類 タイルカーペット 長尺シート・Pタイル廃材			・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破碎 溶融※1 破碎	A
		塩ビ管			再生	B		
		塩ビ床シート			メーカーリサイクル	C		
		発泡スチロール 発泡ポリスチレン			再生 ・セメント原燃料	A		
	段ボール	梱包材	養生・梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	焼却	A
	紙くず	マスキングテープ類 紙クロス・紙袋・梱包紙類 ポイド			・RPF ・セメント原燃料	A	焼却	A
	繊維くず	水系類 布テープ類 布クロス ウエス類			・セメント原燃料	A	焼却	A
	混合廃棄物	コンクリートがら～ 繊維くずの分別困難なもの					選別	A
廃油 有機溶剤	塗料・シンナー類 プライマー・防水材 配管切削油 油含みウエス 重機の潤滑油・軽油 接着剤・フスファルト類			再生 ・再生油	A	焼却 油水分離	A	
事務所 詰所ない 発生副産物	金属くず (スクラップ)	飲料缶			再生 ・再生アルミ ・棒鋼・ブリキ	B		
	廃プラスチック類	ペットボトル			再生		圧縮 破碎	
		弁当ガラ						
	紙くず	不要書類・コピー類 梱包紙 新聞紙・雑誌類	裏面使用※		再生 ・コピー紙 ・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー	B	清掃工場にて 焼却	
	段ボール	梱包材	梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	清掃工場にて 焼却	
その他ゴミ	生ゴミ 家具・備品類 タバコの吸いがら					清掃工場にて 焼却		

(別紙)副産物の分類と手続き一覧

手続きタイプ	建設副産物処理方法	品目(例)	分類	運搬業者	搬入先	必要手続き
A	廃棄物処理(再生含む)委託	・汚泥 ・コンクリートがら ・木くず ・混合廃棄物	産業廃棄物	収集運搬業許可業者	処分業許可業者	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物処理委託契約書 建設系廃棄物マニフェスト
		・廃石綿 ・揮発油	特別管理産業廃棄物	特管収集運搬業許可業者	特管処分業許可業者	
B	専ら物*の取引又は有価売却	<ul style="list-style-type: none"> スクラップ 電線 段ボール 	有価物(運賃を含めて無償又は有価であれば可)	再生専門業者	再生専門業者	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル伝票/受取伝票 覚書
				収運許可業者	再生専門業者	
C	環境大臣指定に基づくリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 石膏ボード ALC グラスウール シーリング容器 	産業廃棄物	再生運搬業者 収運許可業者	再生指定業者 再生指定業者	メーカーごとに異なるので確認すること(収運許可業者による運搬の場合は処理委託契約の要)
D	協力業者持ち帰りによる再使用	・型枠材	資材(注)型枠材・梱包材等を処分目的で持ち帰らせることは不可	協力会社 協力会社	協力会社 メーカー	<ul style="list-style-type: none"> 確実にリサイクルされることを確認した上、 資材再使用等に関する覚書 リサイクル伝票
E	他現場利用	・ベントナイト泥水	資材	収運許可業者	現場又は他社現場	<ul style="list-style-type: none"> 現場の場合、発生・利用両現場で「環境管理計画書」に記載 他社現場の場合、覚書を締結・リサイクル伝票
		<ul style="list-style-type: none"> 再生碎石 土砂 備品 	資材			
F	現場内利用	<ul style="list-style-type: none"> 再生碎石 汚泥 	資材	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 「環境管理計画書」に記載 (汚泥を自ら利用する場合)利用計画書(9-6頁)

(参考) *専ら(もっぱら)物

古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空き瓶、古繊維の4品目が該当する。

廃棄物処理法では、法14条第1項ただし書きによる「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(以下、専ら(もっぱら)物と呼ぶ)のみの収集又は運搬を業として行う者」と、法14条4項ただし書きによる「専ら物のみの処分を業として行う者」の二者は、廃棄物処理法における業許可は不要とされている。

ただし、当社の運用では「専ら物」の処理を委託する場合は事前に覚書を交わし、搬出の都度リサイクル伝票を発行する(受取伝票の受領でも可)